

在アトランタ日本国総領事館便り（2021年5月号）

◎今回のトピックは以下のとおりです。

1. 【重要】「領事窓口時間の縮小・予約者のみによる申請受付の継続」のお知らせ
2. 新型コロナウイルス（COVID-19）に関する情報（日本の水際対策措置等について）
3. 外務省海外安全ホームページの「海外生活」ページをご活用ください。
4. 在留届の内容の追加・変更等のお願い
5. 当館ホームページをご活用ください。
6. 休館日

1. 【重要】「領事窓口時間の縮小・予約者のみによる申請受付の継続」のお知らせ

「窓口時間の縮小」並びに「予約者のみによる申請受付」を当面の間継続致します。

これらは、米国における新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い、領事待合室におけるソーシャルディスタンスを確保し、感染予防を行うために実施しているものです。

【窓口時間縮小後の時間】

- 午前：09：00-12：00（予約のある申請者のみ）
 - 午後：13：30-14：30（予約のある交付（受取り）のみ）
- * 午後の申請の受付は原則行いません。

【来館に際しての注意事項】

- マスクの着用
- * マスクは各自でご用意願います。
- 入口に設置のアルコール消毒液で手指の消毒
 - 入口において検温を実施しています。発熱が確認された方は入館を原則お断りします。

【詳細は当館 HP でご確認願います】

<https://www.atlanta.us.emb-japan.go.jp/nihongo/PDF/MessageReTemporaryChangeofConsularService20200930.pdf>

2. 新型コロナウイルス（COVID-19）に関する情報（日本の水際対策措置措置等について）

（1）「日本へ入国する前の直近の国（含む、米国）を出国する航空便の出発時間前72時間以内に検査を受けた検査証明」の取得について

（ア）日本人を含めた全ての方は、「日本へ入国する前の直近の国（含む、米国）を出国する航空便の出発時間前72時間以内に検査を受けた検査証明」が必要となります。

【例】「NC州（国内線）→アトランタ→日本」という経路で日本に渡航される場合には、アトランタ発の航空便出発時間の72時間以内に検査を受けた証明が必要となります。

（イ）また、「日本へ入国する前の直近の国（含む、米国）を出国する航空便の出発時間前72

時間以内に検査を受けた検査証明」を所持しない人に対して、検疫法に基づき、日本への上陸を認めない事になっております。

(ウ) この措置は、「2021年3月19日以降、日本に入国する全ての人（日本人を含む）に適用」されますので、日本への渡航に際しては、日本へ入国する前の直近の国（含む、米国）を出国する航空便の出発時間前72時間以内に検査を受けて検査証明書を取得してください。

(エ) なお、「日本へ入国する前の直近の国（含む、米国）を出国する航空便の出発時間前72時間以内に検査を受けた検査証明書」を所持していない場合は、出発国（出国する空港）において航空機への搭乗を認められない（拒否される）こととなりますのでご注意ください。

注：ご利用の航空便の出発時間に変更される場合もあるので、くれぐれもご注意ください。

(オ) 「2021年3月19日以降の措置」につきましては、以下の厚生労働省のサイトで確認できます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

(2) 検査証明書について

(ア) 検査証明書で指定されている検査機関の印影や署名について、米国においては医療機関、検査機関及び薬局等検査証明の発行が認められている機関において、医師、検査技師及び看護師等の検査証明を行うことが可能な者により作成された検査証明については、医療機関等のレター・ヘッド及び医師・検査技師及び看護師等の氏名の印字があれば、印影や署名がなくても有効な証明として取り扱うことが可能とされています。

(イ) 上記（ア）により、医療機関等で発行される検査証明書を日本入国の際の検査証明書として使用することが可能とされています。ただし、この場合は（厚生労働省が指定する検査証明書のフォーマットとは異なる）任意の書式となるため、下記（a）から（c）の全項目が英語で記載されている必要がありますのでご注意ください。必要情報が欠けている場合には、上陸拒否（入国拒否）の対象となることがありますのでご注意ください。

(a) 人定事項（氏名、パスポート番号、国籍、生年月日、性別）（注：医療機関等が発行する検査証明書に「パスポート番号、国籍、生年月日、性別」の記載が無い場合には、検査証明書の余白に当該医療機関又は検査証明の対象となっているご本人が手書きでこの情報を記載することも可能です。）

(b) COVID-19の検査証明内容（検査手法（厚生労働省指定の検査証明書のフォーマットに記載されている採取検体、検査法に限る）、検査結果、検体採取日時、検査結果決定年月日、検査証明交付年月日）

(c) 医療機関等の情報（医療機関名（又は医師名）、医療機関住所、医療機関印影（又は医師の署名））（注：医療機関名・医師名の印影や署名については、米国においては、上記（ア）のとおりです。）

(ウ) 検査証明のフォーマットは以下のURLからダウンロードできます。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000769988.pdf>

- (エ) 日本入国時に必要な検査証明の要件について（検体、検査方法、検査時間）
※有効な検体、検査方法等が記載された証明書のみ有効として取り扱われます。
※詳細は以下の URL で確認できます。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000770638.pdf>

- (3) その他の新型コロナウイルス感染症に関する情報は、当館のホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。

https://www.atlanta.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid-19_J.html

3. 外務省海外安全ホームページの「海外生活」ページをご活用ください。

外務省海外安全ホームページの「海外生活」のページに、海外生活おいての注意事項等のお役に立つパンフレットや動画等を掲載しておりますので、是非ともご活用ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/life/>

4. 在留届の内容の追加・変更等のお願い

事故や災害等で被害が生じる恐れある場合や被害が生じた場合、当館から皆様の安否確認や状況確認、情報提供を行う際には在留届に記載頂いている情報に基づいて行っております。

つきましては、「住所」、「電話番号」、「携帯電話番号」、「Eメールアドレス」に変更が生じた方は速やかに以下の要領で変更手続きを行って頂きますようお願い致します。

(1) 在留届の記載事項（特に住所、電話番号、Eメールアドレス）に変更があり、その変更をまだ届け出られていない方。

(ア) 在留届用紙に記入して当館に提出された方

(a) 当館管轄地域内で転居された場合には、「変更届（在留届の記載内容変更、同居家族の追加・削除）」をご記載の上、Eメールに添付する形でご提出ください。

■「変更届（在留届の記載内容変更、同居家族の追加・削除）」:

<https://www.atlanta.us.emb-japan.go.jp/nihongo/PDF/henko202010.pdf>

■Eメール：ryoji@aa.mofa.go.jp

(b) 当館管轄地域外に転居された方は、当館に「帰国・転出届（帰国・在留届提出先公館の管轄外への転居）」をご記載の上、Eメールに添付する形ご提出ください。

■「帰国・転出届（帰国・在留届提出先公館の管轄外への転居）」:

<https://www.atlanta.us.emb-japan.go.jp/nihongo/PDF/kikoku202010.pdf>

■Eメール：ryoji@aa.mofa.go.jp

(イ) インターネット（オンライン在留届（ORR ネット））から在留届を提出された方は、以下の URL より変更手続きをお願いします。

■オンライン在留届（ORR ネット）：

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

※ログインパスワードを忘れてしまった方は、システムのメニュー「パスワードを忘れた方」ボタンからパスワードの再登録をお願いします。

（２）既に日本へご帰国されている方

お名前（全員分の氏名ローマ字表記）、生年月日（全員分）と帰国年月日を明記の上、E-メールでご連絡ください。

■E-メール：ryoji@aa.mofa.go.jp

（３）郵送又はFAXでのご提出でも差し支えありません。

■宛 名：Consulate-General of Japan in Atlanta, Consular Section（在留届）

■郵送先：Phipps Tower Suite 850, 3438 Peachtree Road, Atlanta, GA 30326

■FAX：+1-404-240-4311

5. 当館ホームページをご活用ください。

（１）当館ホームページでは、当館の活動や管轄地域等に関する最新情報をトップページに掲載しております。

https://www.atlanta.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

（２）また、以下の各種申請についても当館ホームページで確認できます。

（ア）日本国旅券（パスポート）に関する各種申請

https://www.atlanta.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/passport.html

（イ）各種証明の発給申請

https://www.atlanta.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/shomeiindex.html

（ウ）戸籍・国籍に関する届出（出生届、婚姻届、国籍喪失届等）

https://www.atlanta.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/kosekiindex.html

（エ）在外選挙人登録・投票方法等

https://www.atlanta.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/zaisen.html

（オ）日本国査証（VISA）の申請（英文）

https://www.atlanta.us.emb-japan.go.jp/itpr_en/visitingjapan.html

(3) 当館管轄地域における、生活安全情報（安全の手引き、海外安全パンフレット・資料、弁護士協会・警察・医療機関の連絡先等）を掲載しています。

https://www.atlanta.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/bohan.html

(4) 海外安全虎の巻（2021年版）

<https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pdf/toranomaki.pdf>

6. 休館日

(1) 5月の休館日は以下のとおりです。

- 5月 4日（火）：みどりの日
- 5月 5日（水）：こどもの日
- 5月31日（月）：Memorial Day

(2) 2021年の当館休館日は以下のURLでご確認ください。

https://www.atlanta.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/holidays.html

在アトランタ日本国総領事館領事班
Phipps Tower Suite 850
3438 Peachtree Road, Atlanta, GA 30326
電 話：(404)240-4300（代表）
F A X：+1-404-240-4311
メール：ryoji@aa.mofa.go.jp